

平成 29 年 8 月 9 日

Press Release
報道関係各位



**調剤報酬に係る適正な保険請求に関する
自主点検の実施について(お願い)**

「調剤報酬に係る適正な保険請求に関する自主点検の実施(お願い)」について、お伝え致します<8月8日(火)に都道府県通知を発出しました>。

お問い合わせ先：日本薬剤師会 広報課
電話：03-3353-1171
FAX：03-3353-6270

重要



日薬業発第 159 号
平成 29 年 8 月 8 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会
会長 山本 信夫

調剤報酬に係る適正な保険請求に関する自主点検の実施について（お願い）

平素より、本会会務に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

過日、調剤報酬に係る不正請求事案（付け替え。以下、同じ）が行われていたことが当該薬局の開設者である法人より公表され、また、本年 4 月にも一部業界紙により同様の事案が別法人の薬局で行われていたと報じられました（平成 29 年 4 月 17 日付け日薬業発第 24 号）。

薬剤師および薬局開設者は、薬剤師法、医薬品医療機器法および健康保険法等の各種関係法規を遵守して業務にあたらなければならないことは申すまでもなく、このような事案が複数発生したことは誠に遺憾であり、保険調剤に携わる者としての信頼を揺るがしかねない事態だと認識しています。

本会としては、今回の事案の発生を重く受け止め、会員が従事している保険薬局を対象として自主点検を行うことと致しました。

つきましては、各薬局において適正に保険請求および調剤済み処方せんの保存が行われていることを自ら点検して頂き、万が一、不適正な事案が認められた場合には、地方厚生（支）局および自治体へ報告・相談するとともに、点検結果は都道府県薬剤師会を介して平成 29 年 9 月 15 日（金）までに本会へ報告頂きますようお願いいたします。

業務ご多忙のところ、お手数をおかけして大変申し訳ありませんが、何卒ご理解方ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

報告先

日本薬剤師会 業務部 医薬・保険課

○電子メール：iyaku-hoken@nichiyaku.or.jp

問い合わせ先

○事務局 業務部 医薬・保険課（担当：森脇、星野） 電話 03-3353-1194